

# 令和5年第7回 輪島市農業委員会 定例総会 議事録

## 1 会議の日時及び場所

- (1) 日 時 令和5年7月25日(火) 午後9時30分から
- (2) 場 所 輪島市役所新館2階 中会議室

## 2 招集者 輪島市農業委員会 会長 田上 正男

## 3 会議に出欠席した委員数及び氏名等

### (1) 出席委員 15名

1番 島津 博道	6番 谷内 誠一	11番 山本 秀夫
2番 笹川 稔	7番 奥堂 敏春	12番 森谷 正美
3番 河内 よし	8番 小田原 寛	13番 田上 正男
4番 北濱 陽子	9番 石倉 稔	14番 安 津久人
5番 池端 共栄	10番 谷内 吉夫	15番 田中 喜義

### (2) 欠席委員 0名

### (3) 出席農地利用最適化推進委員 1名

輪島5番 中谷 知晴

## 4 会議に出席した事務局職員

事務局長 坂下 正浩 事務局員 岡本美由紀

## 5 傍聴者 0人

## 6 会議に付議した議件

- (1) 議案第24号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

## 7 報告事項

- (1) 報告第10号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- (2) 報告第11号 農地法第3条の3の規定による届出について
- (3) 報告第12号 農地法施行規則該当転用届について

8 議事

開会 9:30 閉会 10:30

議長

開会を宣言いたします。ただ今の出席委員は15名であります。  
農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、在任委員の過半数に達しておりますので、第7回輪島市農業委員会定例総会を開会いたします。  
会期についてお諮りいたします。会期を本日1日といたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

各委員

(「異議なし」との声あり)

議長

ご異議なしと認めます。よって、会期を本日1日といたします。  
議事録署名委員を指名いたします。  
議席番号1番 島津 博道委員及び議席番号15番 田中 喜義委員の両委員を指名いたします。  
議案の提案をいたします。【議案第24号】の農地法第3条第1項の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。また、関連がありますので【報告第10号】農地法第18条第6項の規定による通知について、あわせて説明願います。

事務局

【議案第24号農地法第3条第1項の規定による許可申請と報告第10号について、議案書をもとに朗読】

先に、報告第10号の合意解約についてご説明します。1番、土地の所在地は[ ]、登記地目は田含む2筆、登記面積は2,397㎡です。借り受け人は[ ]の[ ]さん、貸し出し人は[ ]の[ ]さんです。6月1日付けの合意解約を受理しました。

次に、議案書2ページをご覧ください。農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてご説明します。

報告第10号の農地を譲受人の[ ]の[ ]さんが、譲渡人の[ ]の[ ]さんから、贈与契約により所有権移転するものです。申請者はいずれも農地法第3条第2号各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長	それでは質疑を許します。
各 委 員	(意見・質疑なし)
議 長	それでは採決を取ります。 【議案第 24 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ありませんか。
各 委 員	(「異議なし」との声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。よって【議案第 24 号】は、原案どおり可決決定いたします。【報告第 10 号】も終わります。 次に【報告第 11 号】の農地法第 3 条の 3 の規定による届出を受け付けましたので、事務局、説明願います。
事 務 局	【報告第 11 号農地法第 3 条の 3 の規定による届出について議案書をもとに朗読】今回届出があった農地の合計は 109 筆、面積は 田 9,250.30 m <sup>2</sup> 、畑 26,219.51 m <sup>2</sup> 、合計で 35,469.81 m <sup>2</sup> です。以上です。
議 長	これより質疑を許します。
各 委 員	(意見・質疑なし)
議 長	それでは、【報告第 11 号】を終わります。 次に【報告第 12 号】の農地法施行規則該当転用届を受け付けましたので、事務局、説明願います。
事 務 局	【報告第 12 号農地法施行規則該当転用届について議案書をもとに朗読】1 番から 7 番まで借り受け人が [REDACTED]、転用目的が電気事業者の送電用電気工作物等の敷地です。筆数は 12 筆、登記面積は田 1,906 m <sup>2</sup> 、畑 57,583 m <sup>2</sup> 、合計で 59,489 m <sup>2</sup> ですが、実際使用するのは 6,045.9 m <sup>2</sup> です。今後、[REDACTED] より同様の届出が 58 筆分提出予定ですので、簡単に概要説明します。机の上にお配りした A3 の工事概要をご覧ください。右の配置図のとおり輪島市の山

中に風車建設工事を今年9月頃から着工し、令和10年1月頃から運転開始予定です。風車で作った電気を[ ]にある[ ]の送電関係ポイントまで送電する送電線を設置するために、資材を運ぶモノレールや道路などを、左下の工事工程表のとおり、1工区あたり1年間一時転用で利用します。4工区に分けているため、トータル4年をかけて送電線を設置します。運転開始が令和8年9月となっていますが、電気がきちんと流れているかの試験運転が含まれています。[ ]は国に電気事業者として認められており制限除外の届出となります。資料の下に[ ]と記載されていますが、[ ]は[ ]の風力発電部門の子会社となります。それでは議案書13ページについてご説明します。

1番、土地の所在地は[ ]、登記地目は田、登記面積は771㎡、貸し出し人は[ ]の[ ]さんです。591㎡を使用し資材を運ぶモノレールの敷地に利用します。土地改良区のため問題ないと意見書をいただいています。

2番、[ ]、登記地目は田、登記面積は1135㎡、貸し出し人は[ ]の[ ]さんです。モノレールを支える鉄の柱を設置します。土地改良区のため問題ないと意見書をいただいています。

3番、[ ]、登記地目は畑含む2筆、登記面積は6,588㎡、貸し出し人は[ ]の[ ]さんです。308.7㎡を道路として利用します。

4番、[ ]、登記地目は畑、登記面積は3,263㎡、貸し出し人は[ ]の[ ]さんです。812.9㎡を道路として利用します。

5番、[ ]、登記地目は畑含む4筆、登記面積は2,154㎡、貸し出し人は[ ]の[ ]さんです。109㎡を道路として利用します。

6番、[ ]、登記地目は畑、登記面積は38,698㎡、貸し出し人は[ ]の[ ]さんです。2772.6㎡を工事用仮設装置と道路として利用します。

7番、[ ]、登記地目は畑含む2筆、登記面積は6,880㎡、貸し出し人は[ ]の[ ]さんです。316.7㎡を道路として利用します。

以上、農地法施行規則第53条第11号の規定により許可不要のため、



事務局	につながるということになるかと思います。
義 長	他にございませんか。
島津委員	1年間拡幅して道路として利用してその後はもとに戻すということですか。
事務局	13 ページの議案書の現況地目を見ていただくと、先程中谷委員もおっしゃっていましたが、現況が農地でなくなっている所が大半でして、林道沿いを使いうということでは狭いので農地にかかっている木を伐採して道路として利用したいということです。モノレールとか送電線架設装置は1年で撤去してしまうということです。
安 委員	風車も建てるという事ですが、さしあたり道路のところだけですか。
事務局	風車のところは輪島市から買った山の中で、今年の9月から作り始めて令和10年1月からお客さんに電気を送り始める予定で、風車の建設は結構ギリギリだそうです。
安 委員	■■■■山の方ですか。
事務局	そうですね。もともと建っていたところにも一部建設すると聞いています。このA3の図で申しますと緑色の点が風車、青線は道路の下に送電線を埋設、赤色の点が鉄塔を建ててその上に送電線が通る計画で、鉄塔を建てるいくつかのスペースに農地があるので、農業委員会に報告が上がっているということです。この業者は■■■■と同じ電力会社相当の扱いになっておりますので、一時転用についても報告事項となります。
義 長	その他ございませんか。 それでは、【報告第12号】を終わります。次に「いしかわ農業委員活動1・1・1運動」については山本秀夫委員より報告をお願いします。

山本委員

(山本委員より「いしかわ農業委員活動1・1・1運動」の報告)

義 長

以上をもちまして本日の議事は全て議了いたしました。

これにて、第7回 輪島市農業委員会 定例総会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

令和 5年 7月 25日

以上、議事の大要を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

記 録 岡本 美由紀

輪島市農業委員会会長

田上 正男

署 名 委 員 1 番

島津 博道

署 名 委 員 5 番

田中 善義